

「名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画」に対する環境省意見

環 境 省

「名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画」の検討は、土砂処分場の設置候補地に海域の4区域を設定するとともに、その候補地を比較評価する項目を設定するステップ1、設定した4区域を比較評価し、その中から1区域を選定するステップ2から成り、両段階において、専門家、関係機関、住民等から意見を聴取し、計画に反映させる等の対応がなされている。これは、国土交通省が策定した「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」の趣旨を踏まえたものであり、その一環において、環境省が取りまとめた「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」に基づく戦略的環境アセスメント（SEA）も行われている。

今般、環境省は、ステップ2における複数案（候補地）の検討内容に対し、環境の保全の見地から意見を述べる。

1. 候補地区域 a～d 案の選定について

本計画の検討に当たり、新たな土砂処分場の候補地として区域 a～d の4案が設定されているが、4案の中から新たな土砂処分場を選定するに当たっては、以下の点について配慮すること。また、潮流や T-N、T-P、D0 濃度等の水質の変化については、定性的な比較評価に止まっているが、既に行われているシミュレーション結果を定量的に提示し、各案の潮流や水質変化に及ぼす影響を極力定量的に比較評価する必要がある。

(1) 区域 a 案について

区域 a 案は中部国際空港沖の海域を埋め立てることにより土砂処分を行うものである。対象海域やその周辺では、環境省レッドリスト掲載種であるアカウミガメの産卵・上陸やスナメリの生息が確認されている。

このため、土砂処分場設置によるこれらの種への影響について、「中部国際空港建設事業及び空港島地域開発用地埋立造成事業に関する環境影響評価書」等の既存情報を参考に、可能な限り定量的に予測・評価すること。

(2) 区域 b 案について

区域 b 案は四日市港港内を埋め立てることにより土砂処分を行うものである。四日市港の沿岸部は、既存の埋立地が数多く存在し、土砂処分場設置により更に閉鎖性が高まり、貧酸素化の進行等による水質、底質及び海

生生物に対する影響が懸念される。また、揖斐川、員弁川、朝明川及び鈴鹿川河口付近の干潟はシギ・チドリ類の渡来湿地となっている。

このため、土砂処分場設置による水質、底質及び海生生物に対する影響や、シギ・チドリ類への直接的影響の他、潮流の変化に伴う水質・底質の変化等による干潟環境への影響について、「四日市港港湾計画資料（平成23年4月四日市港港湾管理者及び四日市港管理組合作成）」等の既存情報を参考に、可能な限り定量的に予測・評価すること。

（3）区域c案について

海域において、船舶より廃棄物を排出することについては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）において、原則禁止されている。大量の土砂を有効利用することなく、単に処分する目的で海域に投棄することは、環境への影響が甚大であることから、本案は慎重に検討されるべきである。

SEAにおいては、計画の目的が達成し得る実現可能な案を比較評価することが必要であるが、本案については、「施工条件の評価」において、「新たな技術開発及び作業船の建造等が必要」とされており、実現可能な適切な選択肢といえない。むしろ、海域環境創造事業（シーブルー事業）等において行われているような浚渫土を用いたヘドロの覆砂や深掘れ跡の埋戻し等浚渫土の有効活用策を含む選択肢の設定を検討すべきと考える。

（4）区域d案について

区域c案と同様に、海域において、船舶より廃棄物を排出することについては、海防法において、原則禁止されている。大量の土砂を有効利用することなく、単に処分する目的で海域に投棄することは、環境への影響が甚大であることから、本案は慎重に検討されるべきである。

2．パブリックコメント及び関係機関の意見への対応について

本環境省意見を含む関係機関の意見及びパブリックコメントの結果と、それらに対する事業者の見解を明らかにした上で、検討委員会において専門家の意見聴取を行い、計画に反映させること。

3．候補地の決定後における配慮事項について

本検討により候補地が決定された後、事業段階における環境影響評価を実施するまでの過程においては、特に以下の事項に配慮すること。

- (1) 土砂処分場の施工位置、規模、形状等については、いずれも土砂処分場の設置海域及びその周辺環境に与える影響を評価する上で重要な要素である。これらの決定に当たっても実現可能な複数案を設定し、環境影響の比較評価を行うこと。特に規模については、環境影響を極力回避・低減するため、目的達成のために最小限となるよう検討すること。
- (2) 1 . で指摘したような各案の環境影響については、既存資料を中心とした現行の検討に加え、多様な野生動植物の生息・生育環境について詳細な現地調査を実施し、その結果に基づく予測及び評価を行うとともに、土砂処分場の位置、規模、形状等を反映した詳細な潮流及び水質シミュレーション等を実施し、土砂処分場周辺での局所的な影響のみならず、伊勢湾全体への影響について予測及び評価を行う必要があること。
- (3) 浚渫土砂処分によって失われる海域環境について十分把握を行い、適切な代償措置について検討・評価すること。具体的には、環境影響の低減の視点にとどまらず、新たな干潟の形成、藻場や海域生物の生息環境の造成、貧酸素水塊の解消促進など伊勢湾の環境の再生及び創造等を図る必要があること。

4 . 長期的、総合的な視点からの海域処分抑制について

名古屋港内の開発的な浚渫の他、泊地や航路の維持のためには永続的に浚渫が必要となることから、将来発生する土砂量を把握した上で、長期的、総合的な視点から、浚渫土砂量の低減、陸域における処分、広域的視点も含めた有効な利活用及びそれらの技術開発の促進を具体的に検討し、新たな海域処分は可能な限り回避すること。

以上